

ケース①MTA

—注意すべきタイミングとポイント—

京都大学産官学連携本部
知的財産室 メディカル・バイオ分野
谷村 麻依子

- MTAとは？
- MTAと輸出管理
- 規制の対象となり得るMTA
- 違反した場合の罰則
- MTA締結手続きの流れ
- 研究者が注意すべきこと
- 事務担当者が注意すべきこと
- 米国での事例
- 相談窓口

MTAとは

- Material Transfer Agreement:
機関間でのマテリアルのやりとりにおいて、その取扱いを定める契約書
- 対象となるのは、主にバイオ系のリサーチツール
(例：実験動物(マウス、ラット)、細胞、抗体、ベクター、DNA、ウイルス、細菌、化合物など)
- 受領 (Incoming MTAs)、提供 (Outgoing MTAs)

MTAと輸出管理

大学は、研究から生じたマテリアルや情報を
広く社会に配布する使命がある一方、それら
は、外為法等の法律を遵守した上で行わな
ければなりません。

規制の対象となり得るMTA

- マテリアル(品目)が:
 - **リスト規制品目**に該当する！
 - 兵器になりそう(化学兵器、生物兵器)！
(毒性物質の原料、細菌製剤の原料生物)
- 提供先(需要者)が:
 - **外国ユーザーリスト**に掲載されている！
 - 国連武器禁輸国・地域の機関！
 - 大量破壊兵器の開発を行っている(行った)機関！
- 使用目的(用途)が:
 - **兵器の開発等**に使用されるおそれがある！

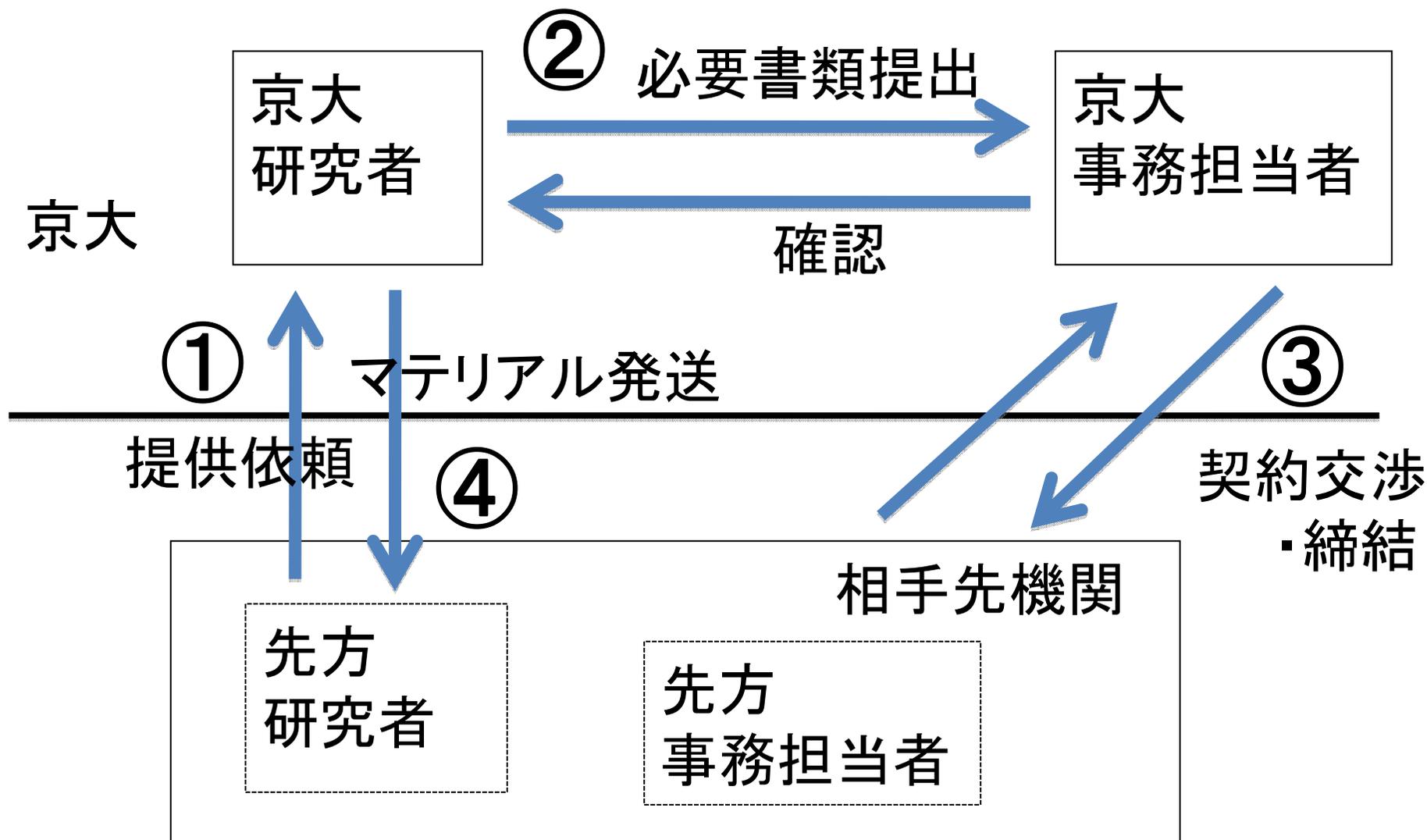


経産省の許可が必要な場合があります！！

違反した場合の罰則

- 刑事罰：
 - 1,000万円以下又は対象貨物・技術価格の5倍以下の罰金
 - 10年以下の懲役
- 行政制裁：
 - 3年以内の物の輸出・技術の提供の禁止
- 社会的制裁：
 - 信頼失墜により社会的制裁を受けかねません

MTA締結手続きの流れ



研究者が注意すべきこと (①の場面：相手先とのやりとり)

- マテリアルは？
- 数量は？
- 使用目的は？
- 使用者は？
- 第三者の使用の可能性は？ (共同研究、委託 etc.)
- 使用の形態は？
- 技術指導は必要？



研究者が注意すべきこと

(②の場面: 学内の事務手続き)

- マテリアル概要書の記入
 - マテリアルの性質 (遺伝子組換え、Biosafety etc.)
 - 既存の契約書 (第三者の権利、米国再輸出規制 etc.)

輸出管理に関連して..

- **該非判定** - リスト規制 (マテリアル、容器も)
 - キャッチオール規制 (提供先、使用目的)

- **技術情報の提供の有無**
役務取引、公知 or 非公開



事務担当者が注意すべきこと (②の場面: 学内の事務手続き)

- マテリアル概要書、提供ガイドの確認
- 提供先、使用目的の確認 (先方からのメール)
- 既存の契約書との抵触 (第三者の権利、契約上の義務)
- 定型書式のMTAを使用できるか (契約書の文言)

輸出管理に関連して...

- 該非判定の確認
- 技術情報の提供の有無 (公知 or 非公開)
- 輸出許可申請が必要な場合、申請手続き



マテリアル概要書の関連箇所

情報提供



情報: その他 ()

マテリアルと共に情報・ノウハウを提供する予定である
 提供するものは全て公知のものである
 提供するものの中には未公開のものも含まれている

情報・ノウハウを提供する予定はない

外為法



性質:

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律により第二種使用生物として拡散防止措置が必要とされている (参考:<http://www.lifescience.go.jp>)
 →法律に従い、適切な手続き・処置を取り、必要とされる事項を提供先にご連絡下さい

毒性または病原性があり、使用・取り扱いに注意が必要である
 取り扱いには特定のガイドラインや法令に従う必要がある
 →ガイドラインや法令の名前をご提示ください

外国為替及び外国貿易法による規制の対象となる (参考:<http://www.meti.go.jp>)

上記のいずれにも該当しない

既存の
契約書



作成:

第三者から提供を受けたマテリアルを使用して作成 →契約書のコピーをお送り下さい
 提供を受けたマテリアルを一部内包している
 提供を受けたマテリアルを一切内包していない

共同研究の中で作成した →共同研究契約書のコピーをお送り下さい

受託研究の中で作成した →受託研究契約書のコピーをお送り下さい

何らかの助成金を受けて作成した
 →助成金の提供を受けた際に契約等があればそのコピーをお送り下さい

独自の研究にて作成した

上記のいずれにも該当しない

研究内容



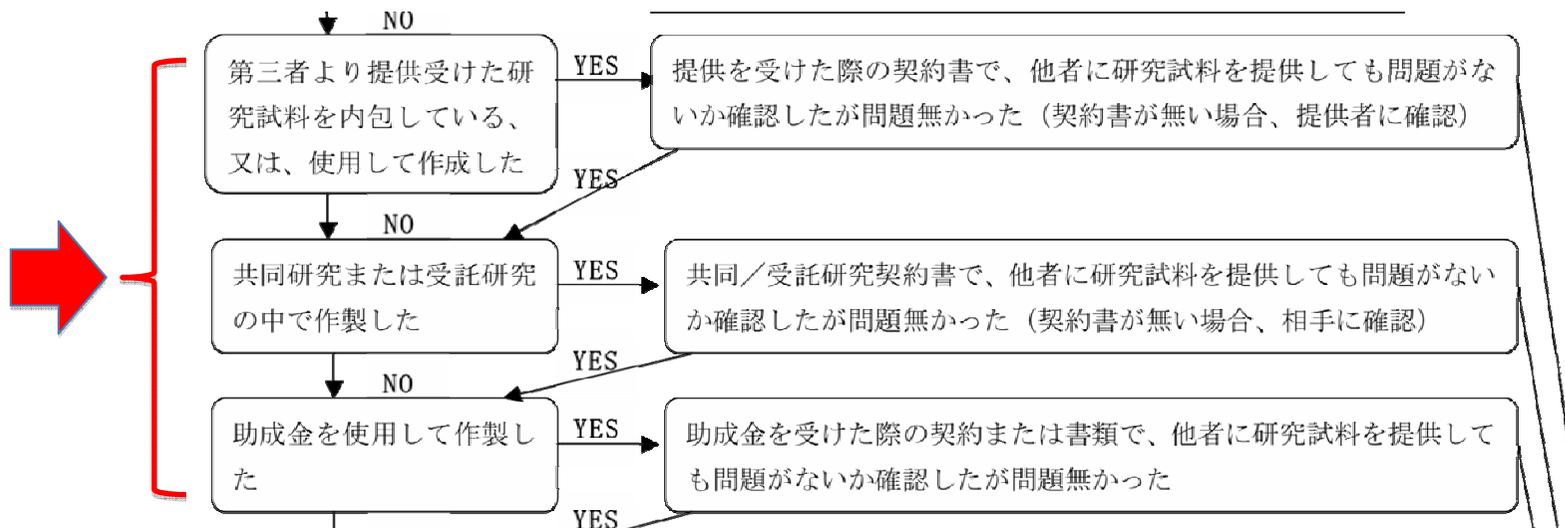
責重度:

状況: 上記のいずれにも該当しない

条件: 既に研究内容を知らされている

提供ガイドの関連箇所

既存の
契約書



外為法



事務担当者が注意すべきこと (③の場面：契約交渉、締結)

- 契約書の修正の有無(定型書式から変更ないか)
第三者提供の禁止、使用目的の限定、法の遵守 etc.
- 署名権限者の確認
- 書類の決裁・保管
- マテリアル情報、契約情報の記録・管理



研究者が注意すべきこと (③、④の場面：契約締結、発送)

- MTA記載内容

マテリアル名、研究計画等の記載の確認
その他条件の確認

- マテリアルの発送に関する手続き



米国では・・・

- Dr. Thomas Butler, professor Texas Tech University Health Sciences Center
米国政府の許可なくペスト菌をタンザニアに輸出し、2年の懲役と50,000ドルの罰金
- EMD Biosciences, Inc./EMD Chemicals Inc.
許可なく規制品目の毒素類をカナダに輸出し、904,500ドルの罰金。ドイツのEMD Chemicals は、許可なくフッ化水素をグアテマラに輸出し、許可なく工業染料がイランへ再輸出され、44,000ドルの罰金。

*“Don’t let this happen to you. Actual Investigations of Export Control and Antiboycott Violations”, U.S. Dept. of Commerce, Bureau of Industry and Security Export Enforcement, July 2008 Edition

<http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/dontletthishappentoyou-2008.pdf>

ご相談は

- MTA: ip-med.cont@saci.kyoto-u.ac.jp
- 安全保障輸出管理:
info-yusyutu@mal2.adm.kyoto-u.ac.jp

※ 少しでも疑義がございましたら、
お早めにご相談下さい。

経済産業省：

安全保障貿易管理

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>

安全保障貿易管理ハンドブック

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/
100201handobuku..pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/100201handobuku..pdf)

ご清聴ありがとうございました